

平成27年度

# 全国統一研修会中央会場

平成 27年 9月8日(火)～9月9日(水) 大宮ソニックシティ大ホール

## ご挨拶



関東信越税理士会  
会長 小林健彦

本年6月17日開催の定期総会において、会則による研修受講義務化に伴う諸規則の制定を決定いたしました。

新たな研修諸規則は、平成28年4月から施行され、会員の皆様の年間36時間の研修時間を必須とするものでございます。

また、税理士が専門家としての能力を保持していることを証明するための手段の一つとして、平成30年度を受講時間から研修受講義務の履行等に関する情報を公表する規定が適用となります。

研修は、税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上はもとより、税理士制度の信頼性確保にも繋がるものでございます。本会としても、更なる研修環境の整備に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

本年度の全国統一研修会中央会場は、一日目に笹岡宏保先生による「相続税申告業務で注意したい項目を確認!!」について、二日目は酒井克彦先生による「租税回避は否認されるのか」についてご講演いただきます。

多数の会員及び職員の皆様のご参加を心からお待ち申し上げます。

9月8日(火)

9:30 受付開始 受講時間: 5時間

10:00 11:45 13:00 16:30

開講のあいさつ

講義

講義

## 相続税申告業務で注意したい項目を確認!!

- (1) (相続開始前における) 用途不明の預金出金・名義預金への対応
- (2) 財産評価に関する注目事例

税理士 笹岡宏保氏

9月9日(水)

9:30 受付開始 受講時間: 5時間

10:00 11:45 13:00 16:15

講義

講義

## 租税回避は否認されるのか

～重要判例解析・最近の租税回避否認論など～

中央大学商学部教授 酒井克彦氏

申込み締切日を過ぎての受付、および当日受付は一切行って  
おりません。お早めの申込みをお願い申し上げます。



関東信越税理士会

9月8日(火)

10:00~16:30



## 相続税申告業務で注意したい項目を確認!!

- (1) (相続開始前における) 用途不明の預金出金・名義預金への対応
- (2) 財産評価に関する注目事例

税 理 士 笹 岡 宏 保 氏

相続税の基礎控除額が大幅に下げられ、納税義務者が増加するであろうことが予想される相続税の申告。その申告において最も重要な点は、財産をどのように評価するかということであり、我々税理士が一番悩むところが用途不明の預金出金、名義預金の存在となります。

その2点について税理士のバイブルともいえる「財産評価の実務」等、財産評価についての多数の著書を出版されている笹岡先生に講義していただきます。

### 【講師プロフィール】

昭和37年12月兵庫県神戸市生まれ。昭和56年4月関西大学経済学部入学。昭和58年9月大原簿記専門学校非常勤講師就任。昭和59年12月税理士試験合格。昭和60年3月関西大学経済学部卒業。昭和61年2月会計事務所に入所（主に相続・譲渡等の資産税部門の業務を担当）。平成3年2月笹岡会計事務所設立、その後現在に至る。

9月9日(水)

10:00~16:15



## 租税回避は否認されるのか

～重要判例解析・最近の租税回避否認論など～

中央大学商学部教授 酒 井 克 彦 氏

「租税回避」という用語を使用したとき、その行為について問われれば、人それぞれで意見が分かれるのではないのでしょうか。租税回避と節税との違いは何でしょうか？脱税との違いは？

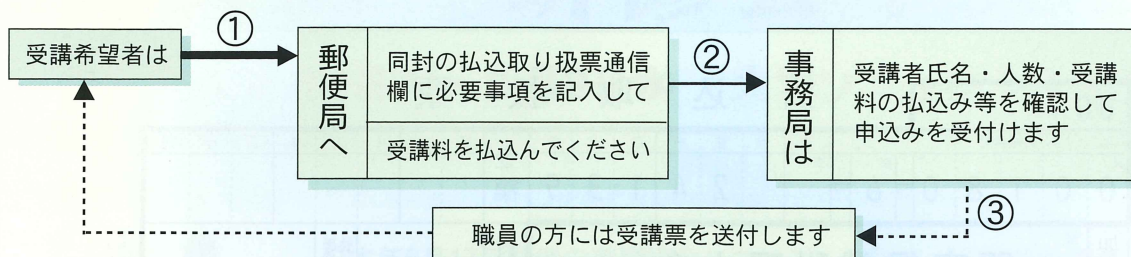
現在においては、租税専門家である我々が節税措置義務を果たさなかったことにより、クライアントから損害賠償請求されることさえあります。つまり、節税は行わなければならないのですが、グレーゾーンにある租税回避を行わなかったことにより節税措置義務違反に問われることになるのでしょうか？租税回避論の第一人者である酒井克彦先生に法的な視点から丁寧に講義していただきます。

### 【講師プロフィール】

中央大学大学院法学研究科博士後期課程修了。博士(法学)。

国税庁での勤務後、国士舘大学法学部教授を経て、現在は中央大学商学部にて税務会計論・租税法を教授。その他、中央大学ロースクール、中央大学大学院、税務大学校などでも教鞭をとる。一般社団法人アコード租税総合研究所所長、一般社団法人ファルクラム代表理事。

## 受講の申込み方法



**申込み締切日** 平成27年8月28日(金)

申込み締切日を過ぎてのお振込みは一切受付できません。また、当日受付も行っておりませんので、早めのお申込みをお願い申し上げます。

なお、申込み後のキャンセルは9月2日(水)までお受けいたします。

**受講料** 税理士及び事務所職員 各1名につき5,000円

※受講料の支払をもって申込みとさせていただきます。

※会員の方には、受講票を発行せず、『研修受講カード』で確認を行います。忘れずにご持参ください。職員の方には受講票を送付いたします。

- ① お納めいただく受講料で2日間受講できます。
- ② 受講料にはテキスト代が含まれます。

申込みで取得する個人情報は、当研修会のご連絡・運営等以外の目的には使用しません。

### ◆ 期間中の調査について

当研修会の期間中の調査について、本会から国税局を通じ、管内の税務署にご配慮いただくとお願いしています。

### ◆ 駐車場について

会場には、たくさんの車を駐車する十分な余裕がございませんので、会場へ車でお越しになることはご遠慮願います。

### ◆ 参考図書のご案内

期間中、会場にて参考図書の販売を予定しております。

### ◆ 昼食について

昼食は各自ご用意ください。

### ◆ 近隣の宿泊施設について

宿泊施設の斡旋はいたしません。近隣の宿泊施設をご紹介します。資料をご希望の方は、事務局までご請求ください。FAXにてお送りさせていただきます。

※自然災害等により研修会を中止することもあります。

# 払込取扱票の記入方法

00												払込取扱票											
口座番号												金額											
※ 0 0 1 8 0 6												2 4 1 3 9											
加入者名 ※ 関東信越税理士会												料金						特殊取扱					
通信欄 ※ 8月28日締切り <b>統一研修会申込</b> 氏名 税理士・職員 登録番号 税理士・職員 登録番号												氏名						氏名					
												氏名						氏名					
												氏名						氏名					
												氏名						氏名					
ご依頼人 ※ おなまえ												受付局日附印											
おところ (郵便番号) ※ 税理士登録番号No. (支部) 様 (電話番号) - -																							
裏面の注意事項をお読みください。(郵政事業庁)												これより下部には何も記入しないでください。											

各票の※印欄は、ご依頼人において記載してください。

切り取らないで郵便局にお出しください。

受講される方の「税理士」「職員」の別、氏名、会員の方は登録番号をお忘れなくご記入ください。

申し込まれる方の税理士登録番号(法人登録番号はご遠慮ください)支部、おところ、おなまえ、電話番号をご記入ください。

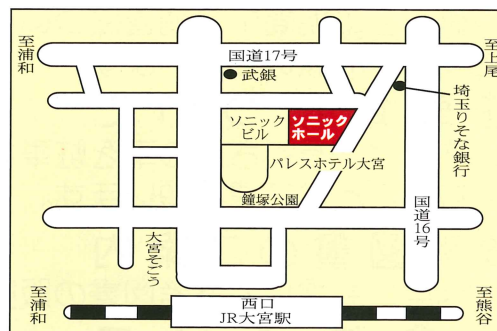
※通信欄に書き切れない場合は、受講される人数をご記入いただいた上、上記必要事項をファクスにてご連絡ください。

## 大宮ソニックシティ案内図

大宮駅西口徒歩5分

さいたま市大宮区桜木町1-7-5

TEL 048-647-4111



連絡先：関東信越税理士会事務局 [担当：梶原・秋元]

TEL 048-643-1661

FAX 048-643-1475